

(第一類 第十五号)

第一回國會 衆議院 通信委員會會議錄第二十四号

(八三三)

昭和二十三年十一月二十七日(木曜日)

午後二時二十一分開議

出席委員

委員長 岡田 勢一君

委員 白井 佐吉君

海野 三朗君

片島 港君

野上 健次君

小島 徹三君

田島 房邦君

多田 勇君

河口 陽一君

出席國務大臣

逓信大臣 三木 武夫君

出席政府委員

内閣事務官 今枝 常男君

逓信事務官 權熊 三郎君

逓信事務官 村上 好君

逓信事務官 山戸 利生君

委員外の出席者

専門調査員 吉田 弘苗君

十一月二十六日

郵便貯金法案(内閣提出、参議院送付)(第二一號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

郵便貯金法案(内閣提出、参議院送付)(第二一號)

一 民間放送事業に關する請願(大宮五三郎君紹介)(第一〇七〇號)

二 奥栗及び三野屋兩部落を享便區域に復活の請願(長野長廣君紹介)(第一一四號)

三 中須港に無集郵郵便局設置の請

第一類第十五号 通信委員會會議錄

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

第二十四号 昭和二十三年十一月二十七日

願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二二五二號)

○岡田委員長 會議を開きます。

これより郵便貯金法案(内閣提出、参議院送付)(第二一號)を議題といたします。右案に對する質疑は前會をもつて終了いたしておるのであります。討論採決にはいるに先だち、本案と農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律との間に疑義の點がありますので、この點に關し成田委員より質疑の申出があります。これを許すことに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○岡田委員長 ではこれを許します。

成田君。

○成田委員 先ごろ國會を通過いたしました農業協同組合法制定に伴う農業團體の整理等に関する法律の三十三條に「郵便貯金法の一部を次のように改正する」云々という言葉があるのであります。この法律の施行期日は開くところによりますと、來月の十五日だといふように承つておりますが、今四問題になつております。郵便貯金法は十二月一日から施行されるという決定でありますので、もしその通りに施行されたいとしたならば、右の農業團體の整理等に関する法律の第三十三條は、客體の存しない法律になるという疑問が出るのであります。もしそうだとすると、はなはだ不合理であると言わなければならないと思ひます。今

同の場合は單に客體が存しないということになりますので、法律の解釋からいつて、單に無効だと解釋されるように思ひますが、もし郵便貯金法の第四條というものが實質的な規定を規定しているとするならば、郵便貯金法の實體が改正されるということになつて、非常な不都合を生ずるのではないかと考へております。そこで政府は農業協同組合法制定に伴うところの農業團體の整理等に関する法律の、問題の三十三條を廢止するという削除の法律案をお出しになる御趣旨があるかどうかといふことをお伺ひしたいと思います。

○今枝政府委員 ただいまお尋ねの點についてお答えいたします。御指摘の通り、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律の三十三條の規定は、郵便貯金法の改正法律よりもあとに施行される結果になる見通しであります。従ひまして、この規定は客體を失ひまして、働かぬ規定になるわけでありまして、ただいまお話のありました通り、この規定がもつております内容いかんによりましては、もしこうした規定を存置いたしますと、新しく變りました規定をも、場合によつたら改正するやうな結果になりまして、不當な結果を生ずることがあるものであります。たゞこの案におきましては、現行規定の第四條中の特殊の部分に特に提示をしております結果、この三十三條の改正規定にありまうやうな内容は實現することのできない規定となりまして、自然無意味な、無効

の規定となるのであります。従ひまして、この規定をそのまま存置いたしましても、はなはだ體裁はよくないといふ結果にはなりませんけれども、特段の實害もありませんので、特に修正をしないでもいいのではあるまいか、こゝういふふうに考へておる次第であります。

○岡田委員長 それではこれより郵便貯金法案を議題として討論を行います。討論はこれを許します。成田知巳君。

○成田委員 私は社會黨を代表いたしました。今回の郵便貯金法制定に對しては賛成の意を表する者であります。郵便貯金法案の提案理由の説明にもあります通り、從來の舊貯金法は、新憲法の制定に伴ひまして憲法の精神に副われない點もあるといふので、これが改正されたといふことになつておるのであります。もと／＼本法案は非常に技術的な點が多いのであります。要はこの技術的な法律をいかに運用の面で活かしていくかといふ點に重點があると思ひますが、特に私が希望したいことは、現在のインフレに對處する大きな方法といたしまして、貯金の増強を本法案を通じてはかるといふところに、格段の政府の御留意をお願いしたいといふことを申し上げまして、本法案の制定に賛成の意を表する表であります。

○岡田委員長 次は長谷川政友君。

○長谷川(政)委員 私は民主黨を代表

いたしまして本法案に賛成の意を表する者であります。郵便貯金法は申すまでもなく郵便貯金事業の基礎法規であります。現行法は明治三十八年に制定された實に舊時代の法律でありまして、新憲法の精神に副われない點もあり、かつ今日膨大な發達を遂げました郵便貯金事業に適合しない點があります。今閣下提出された法律案は、これらの缺點を是正して内容もおおむね適切妥當と認めるものであります。殊に政府はインフレ防止の一助として歳末の浮動資金をねらつて郵便貯金の一大増進運動を起さんとするものでありますから、委員會は速やかに本法案を可決して、政府をして自由に活潑にその政策を遂行せしむべきであると思つております。なお本法案の實施にあつては、政府は十分國會の意のあるところを體されまして、適切妥當なる運用に努められんことを特に希望いたします。第であります。

○岡田委員長 次は白井佐吉君。

○白井委員 私は自由黨を代表いたしました。賛成の意見を申し上げたいと思ひます。この法案は、その目的とするところが國民福祉の増進及び官業の民主化といふことにあるやうであります。これは現時代の要求するところとまことに合致している點であると考えまして、大いに當局の意のあるところを諒する次第でございます。ただこゝうした重要な、しかも全國民に大きな利害關係、經濟的な關係をもつ改正法案が、きわめてこの施行期日に切迫

して提案になつたといふことは遺憾とされるところでございます。少くとも本委員会に御提案になる以上は、もつともつと時間的に十分なる餘裕を與えていただき、その審議に十二分を盡さしめていただきたいという希望をもつておる者であります。今後におきましてもなお諸種の法案の御提出があるのではないかと想像いたしておるわけでありませんが、もしそういうお見込みでありますならば、今申し上げました趣旨に極力副うていただきたいといふことを申し上げる次第でございます。なお本法案は要するに法文の羅列にあらずして、眞にあまねく一般國民の經濟生活に重大なる影響をもつものでありますから、この法律の精神、生命をそこに置いていただきまして、この運用に十分お努めくださると同時に、萬遺憾なきを期していただきたいことを申し上げまして、賛成の意思を表示いたします。

○岡田委員長 次に林百郎君。
○林百郎君 私は日本共產黨並びに日本農民黨の代表といたしまして、本郵便貯金法に賛意を表するものであります。但し本法案の具體的な實施に當りましては、本法の第一條にもありますように、確實な貯蓄の手段として、あまねく公平に大衆の便利に供するたに適用するといふ點を、特に旨として實施されんことを希望しておるのであります。そういう意味におきまして、簡單ではあります、私の本法案實施に當つての希望條項を二、三申し上げてみたいと思ふのであります。

まず第一は第四條であります。「郵便貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。」といふことになりまして、これはおそらく後刻また法律で御決定されると思ひますが、これをなるべく速やかに、具體的に、郵便貯金の業務に従事する官吏が安んじて國家の負荷に副うように、國家の大任を果すことに安んじて自分のあらゆる精力を注ぐことのできるように制定されんことを、まず第一に望んでおきたいと思ふのであります。

その次に本法によつて新たに設けられましたたとえば特別すえ置郵便貯金、あるいはすえ置期間經過後の特別郵便貯金、その他特別郵便貯金の制度であります。公衆は大體普通の郵便貯金は熟知しておるのでありますけれども、こうした特別郵便貯金の制度が貯金法の中にある、それから郵便局でこういう特別郵便貯金を扱つておるといふ知識がまだ十分でないと思ふのであります。そういう意味で、本法案の實施と同時に、このすえ置郵便貯金、積立郵便貯金、定期郵便貯金、特別すえ置郵便貯金、あるいはすえ置期間經過後の特別郵便貯金というようなものはどういう制度であつて、これが公衆に對してどういふ利便を供するものであるかといふことを、十分熟知徹底するように通信省としても努力されんことを希望しておきたいのであります。

その次に貯金事務の根本的な精神は、やはり公衆に對して親切であること、いやしくも公衆が自分の知らない間に、不本意の間に自分の權利が喪失するといふような非難を受けまいやうに、十分注意していただきたいと思ふのであります。そういう意味におきまして本法の二十五條の説明の點にあるいは二十六條の正當の拂渡の點、二十七

條の免責の點、こういう點が特に郵便貯金については問題になると思ふのであります。實際の預金者でない者に貯金を拂いもどしてしまつたために起きるところの窓口のいろ／＼なごたごた、あるいは第二十七條の免責が、公衆が納得しない間に免責になるというようないふやうなことに、こうした二十五條、二十六條、二十七條の適用も、當に公衆が納得して、通信省のいうことについて十分了解を得て、満足するやうな親切な方法を講じた後に、この條文の實施がなされるやうな方法を講じていただきたい。これにつきましては、同時に二十九條の貯金及び保管證券に關する權利の消滅、十年間の時効の問題であります。これもよく問題の起る條文であります。公衆の方は、時効とか、あるいは郵便貯金に二十九條の條文があるといふやうなこともよく知らないものですから、十年経つて貯金の自分の權利が喪失した場合には、あとになつていふ／＼文句を郵便局に言つていくといふやうな場合もあると思ひます。従つて二十九條の適用につきましても、催告などを慎重にして公衆の權利を守るための十分の努力を惜しまないやうに適用していただきたいと思ふのであります。かくして公衆と郵便貯金とが密接に結びつきまして、自然の發達を遂げ、本法が期待しておるところの國民經濟生活の安定とその福祉を増進するやうに、この法案が公衆に喜ばれて運用されるやうに、期せられんことを希望して、私は本法案に賛意を表する次第であります。

○岡田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。原案に御賛成の諸君の御起立を望みます。
(總員起立)
○岡田委員長 起立總員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお衆議院規則第八十六條による報告作成の件は委員長に御一任くださることに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○岡田委員長 それではさうに取計らいます。

○岡田委員長 續いて請願三件について審査をいたします。議事進行上委員長より代つて紹介説明をいたします。なおこの議決は後日に歸ります。

日程第一、民間放送事業に關する請願、大宮伍三郎君紹介、この紹介説明をいたします。本請願の要旨は、政府は現在の日本放送協會を解散し、首相任命の放送委員會にその經營をさせる方針のもとに改正を準備しつつある由であるが、これでは従来の官營獨占放送と何ら異なるところが無い。ついては放送事業を民主化し、獨占形態を廢して、民營による公正な競争と、相互の練磨により放送の眞使命に精進し、つて國家の隆昌と發展をはかるため、この際國民の熱望する民間放送事業を許可されたいといふのであります。これに對する政府側の説明を聴取いたします。

○樺熊政府委員 民間放送の問題に關しましては、先般すでに參議院におきましても同趣旨の請願がございました。その際衆議院におきましては文化委員會におきまして、放送事業法案の見通しその他についての質問等もございまして、衆議院の文化委員會と參議

院の通信委員會とは同様内容の政府の答辭をしてまいつたのであります。衆議院の通信委員會も機會あらばそのことを御報告申し上げまして、御了承を得たいと存じておりましたが、今日まで適當な機會がございせんので、この際放送事業に對する當方の意見を開陳して御了承を願つておきたいと思ひます。

實は今日の放送事業を今のまゝの形にしておいてよいのかどうかといふことに關しまして、今春以來通信省といつたしましては、それ／＼の係官が各般の觀點から研究を續けてまいつておつたのであります。しかるところ八月に至りまして、關係方面からも同様な趣旨において、當省の係官を招致せられまして、同時に現在の放送局の理事等をも招致せられまして、關係方面としての考へ方を申し述べられました。すでに通信省といつたしましては、そのころには大體次の通常議會には放送事業の法案なるものを提出したいという希望で、草案ができかりつゝあつた状態でありました。どういふ點からそのことが漏れたのか、先般新聞紙上に傳へられたのであります。これはまつたく通信省の確定案でも何でもございせんので、この放送事業法案を考へる途上における一つの試案にすぎなかつたのであります。はしくもそのことが世上に傳はりまして幾多の論議が交はれるという状態にありますが、そこで通信省といつたしましては、關係方面の考へ等をも勘案して、いろいろ審査を續けてまいりました。

(速記中止)
かようなわけで放送事業法案の立案に著手いたしております。來議會にはぜ

ひとと議會に提案いたしましたして、御審査をお願いしたい、こういう段階にあるのであります。従つて、これらの問題が解決するまでは、たゞいま御請願になりましたような趣旨には、いろいろのごもつともな節もあるのではございしますが、この法案が確立するまでは、そういうものを許すというようなことは實際の上できかぬと思はれるのであります。従つて本請願には目下のところ選信省といたしましては不同意を表明しなければならぬと思つております。

〔速記中止〕

その根本原則の第一は、新法律はすべての放送技術すなわち國內放送、海外放送、周波数變調、テレビジョン模寫放送の發送に對する確固たる基礎を規定すべきである。すなわちこの放送の對象となるのは、國內放送はいわゆる中波放送であります。それから國際放送は短波放送、周波数變調というものは超短波放送であります。それからテレビジョン、模寫放送、これだけがこの法律の對象になる。こういうことです。第二の點はこの基本立法は次の諸點に關し重要な一般原則を反映すべきものであるという點でございします。その第一は放送の自由。第二は不偏不黨、第三は公衆に對するサービスの責任の充足、第四は技術的諸標準の遵守、この技術的という點に關しましては、電波に關しては國際會議等によつて、萬國共通の規約等もありましたり、外交上のいろいろ複雑な關係等もあるのでございまして、これらは斷じて遵守しなければならぬということになつております。それから基本法はあらゆる種類の放送形態、すなわちすべての放送技術

術を管理し、また國內放送、海外放送を運用する機關の設立を規定しなければならぬ。そこで今度でございます放送事業法案の最も重點をなすものは、この國內放送、海外放送を運用する機關の問題である。その機關とは何ぞや、すなわちこの機關は自治機關でなければならぬ。その自治機關というものは、それからどういふものか、この機關はすべての日本政府の行政官廳から離れて獨立していなければならぬ、すべての行政機關の監督を受けやらぬ、すなわちこのことではございします。

〔速記中止〕

とにかくそれは自治機關でなくちやならぬ。それは選信省からも、文部省からも大藏省からも、そのいかなる省からも完全に獨立していかなる者に對しても責任を負うてはならない。それはまたいかなる政府からも、いかなる政府の間からも——これは政黨のことだと思ひます。いかなる政府の團體からも、またいかなる個人の集團からも、いかなる個人の會からも支配を受けてはならない種類の機關である。そうしてこの機關が法律により、國內及び海外放送における獨占を唱道しておるものではない。そういう機關だから、これはまつたく獨占を唱道しておるものと解釋してはならぬ。むしろそれは實際はその反對を唱道しておるのだといふのであります。

す。そしてこの管理機關を構成するものは何らかの委員會のごときもの、しかもそれは國民の總意を代表するがごときものでなければならぬ。そしていかなる會派からもいかなる派閥からも制肘を受けざるものでなければならぬ。

〔速記中止〕

それで來議會には私も放送事業法案を選信省の責任において提出いたしますが、その法案の成立の結果は放送事業というものを選信省が管轄をするというところは絕對にならないのではなからうか、この目下のところは豫想せられるのであります。従ひまして本日御提出になりました請願のごときは、參議院等におきまして、この取扱ひにつきましてはいろいろ御意見がありまして、提案者自身はこれを撤回するといふような發言もあつたくらいであります。今日大宮君からの紹介によるこの請願に關連いたしました、放送事業法案を草案する今日の選信省の責任、建前、關係方面との事情等、今日まで外部に漏らしておりませんでした。に、各方面からいろいろ問題提起されておりますが、各位はただいまの請願を審議せらるるにあたましても、この點を深くお含みの上適當に御處理を賜わらんことをひとえに希望する次第であります。

便物の配達區域となつていたが、昭和十五年に人手不足のため配達區域から除外されたので、住民の不便は言語に絶している、ついでに該兩部落を從來通り配達區域に復活されたい。という請願であります。

○岡田委員長

本請願については政府側の意見を聴取いたします。

○推熊政府委員 本請願にございします奥栗及び三軒屋の兩部落は、それ／＼戸數がわずかに三月でございまして、山間の小部落でございします。集配局の大井局と奈比賀局からそれ／＼七キロないし九キロの遠隔な地にあり時に増援しなければ集配を實施し得ない状況にあるのでたゞちに請願の趣旨に副うといふことは目下のところ非常に困難があるようではございします。なお所轄の選信局に實情を一層深く調査せしめた上で研究してみたいと考えております。

○岡田委員長 本件に關して何か御質疑はありますか。

○林(百)委員 ちよつと申し上げておきたいのですが、本委員會にも大分たくさんのお願があつて、採決は全部留保されております。できますならば政府側の答辯、請願の趣旨を簡単に書いてたようなものを、採決の場合には配付していただけるように御便宜をはかつていただければ、非常に仕合せと思ひます。

愛知縣知多郡豐濱町中須港は、知多半島南端の漁港で、近時水産業の隆昌に伴い異常の發達を遂げ、特に水産加工業が盛んであるが、既設郵便局は同港から三軒も離れていて、交通不便のため各地方からの註文に著しく不便を感じてゐる、ついでに該港に無集配郵便局を設置されたいといふのであります。

○推熊政府委員

本件に關する政府側の意見を聴取いたします。

○推熊政府委員 本請願につきましては、受持集配局が豐濱局になつております。土地柄は現在相當活況を呈していることは請願の通りのように思はれますが、ここに局を置くといふにしても、初神方面からは山越えのためにこれを利用する者はまつたくなからうと思はれます。利用者はただ縣道沿いの部落の方だけで、私どもの調査によりますと享便人口は千三百人程度にすぎないのでございします。郵便局をつくる標準といたしましては、享便人口が四千人といふことを目下大體私どもの標準としておるのであります。ですからさしむき請願の趣旨に副つて、ただちに郵便局を設備するといふことは今のところ困難かと思はれますが、將來享便人口が多くなつたときは、あらためて考慮してしかるべきだ、こう存じております。

○岡田委員長 本件について質疑はありますか。——本會議が始まるうかと思はれますので、本日はこの程度にして散會したいと思います。御異議ありませんか。

○岡田委員長

では本日はこれにて散會いたします。

午後三時十一分散會

(参照)

郵便貯金法案(内閣提出、参議院
送付)に關する報告書

一、議案の目的

現行郵便貯金法は明治三十八年
に制定され、その後一部分改正が
施されているが、新憲法が實施さ
れ、郵便貯金事業も顯著な發達を
遂げている今日の情勢に適應しな
いものがあるので、これを廢止し
て、新たに新憲法に即し、時代の
要求に合致した郵便貯金法を制定
しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案が現行郵便貯金法と著
しく異なっている要點を挙げれば

- (一) 冒頭に法律制定の精神及び
事業管理者たる逓信大臣の職責
を掲げた外、従来省令に委ねら
れていた貯金の種類、利率、利
子計算、各種請求權等郵便貯金
事業の利用條件として重要なも
のを總て本法律で規定したこと
- (二) 最近の經濟事情に對照する
とともに、インフレ防止策の一
環として、貯蓄増強に資するた
め、郵便貯金の總額の制限額を
現行の一萬圓から三萬圓に引き
上げたこと
- (三) 新たに割増金附郵便貯金の
制度を設けたこと
- (四) 法體系を改め郵便振替貯金
の制度を郵便貯金法から分離し
たこと等である。

なお、本法律案の施行期日は本
年十二月一日であるが、振替貯金
制度に關する規定は、この法律施

行後、なお、その效力を有する
旨を附則に規定している。

三、本法案の施行に要する經費

本法律案の施行につき新たに要
する經費は、割増金附郵便貯金の
實施に要する經費約三千五百萬圓
であつて、右は本年度通信特別會
計豫算費中より支拂するものであ
る。

四、議案の可決理由

新憲法に基く郵便貯金事業運営
の基礎法規を制定することは健全
なる國家社會の再建上急速に要請
せられるところであり、本法律案
の内容も又適切妥當と認め本案は
これを可決すべきものと議決した
次第である。

昭和二十二年十一月二十七日

通信委員長 岡田 勢一

衆議院議長松岡駒吉殿